

令和 6 年 8 月 15 日

自民党看護問題小委員会
委員長 田村 憲久 様

一般社団法人全国保健師教育機関協議会
会長 臺 有 権



要望書

日本は急速な少子高齢化と地域力の弱体化に直面し、パンデミックや自然災害などの健康危機管理や孤独・孤立の問題も増大しています。この現状を打開するためには、地域包括ケアの推進と、これを担うことのできる力量のある保健師が必要です。

一方で、これらの課題に立ち向かう保健師の人材不足と地域偏在が深刻化しています。全国で7500人も免許を取得しているにもかかわらず、その多くが看護師として就職するために、保健師が不足してしまうという現状を鑑みれば、学士課程で看護師と抱き合わせで行われている現在の保健師の基礎教育を、より効果的な教育体制に変更する必要がありますことは明らかです。

平成21年7月に改正された保健師助産師看護師法の趣旨に則り、保健師の基礎教育を、「看護師の基礎教育課程修了後の1年以上とする」教育体制を推進すること、その体制の整備や教育機会の拡大を図ることが早急に必要です。

保健師の質と実質的な量の確保に向けて、格別のご高配を賜りますよう、強く要望いたします。

要望事項

全国的な保健師不足解消に向けた効果的な保健師教育推進のための財政的支援

1. 保健師の上乗せ教育（大学院修士課程・大学専攻科）の推進と支援の拡充

2. 学士課程の看護師教育と抱き合わせた保健師教育の実態把握と必要時の指導

【要望とその理由】

1. 保健師の上乗せ教育（大学院修士課程・大学専攻科）の推進と支援の拡充

全国保健師教育機関協議会は、保健師教育の充実を図り、公衆衛生の向上に寄与することを旨とする全国組織です。現在、244校が加入しています。

保健師の約7割は自治体に勤め、感染症や災害・虐待等、近年増大する公衆衛生上の課題解決に取り組んでいます。保健師の取り組みを効果的・効率的に進めるためには、自治体保健師の計画的・継続的な確保（採用、定着、離職防止）が重要です。

しかし、近年、保健師確保が困難な市町村が増えています。毎年、国家試験に合格して保健師免許を得る人数が7,500人もいるにもかかわらず、全国的に保健師不足が起こっています。このような事態が生じている大きな理由は、学士課程で、看護師教育と抱き合わせで保健師教育を行っている場合、大部分の学生は看護師免許のみを活用して就職

し、保健師免許は活用されていないのです。この背景には、保健師教育が学士課程の教養としての学修に留まっているために、学生自身が保健師として働くには力量の不足があると懸念を持っていることが一因として考えられます。このように、せっかく、勉強し、実習等を経た上で取得した保健師免許が活用されないのは効率が悪いと言えます。

一方で、学士課程で看護師免許を取得した後に、保健師の教育課程（大学院修士課程・大学専攻科）に進学する場合（以下、上乘せ教育）は、保健師になるという目的が明確なこと、看護師免許を有するため、家庭訪問等の実習も自立して行えること等から、効果的な教育が行えます。上乘せ教育で保健師としての教育を受けた修了生の多くが、保健師として就職し活躍しています。しかしながら、大学専攻科と大学院修士課程は、開始されてからの歴史も浅く、様々な課題があります。例えば、大学専攻科においては、①教員の過重労働、②私学助成の対象外、③1年間の学修が学位の対象外である上、就職した際に1年間の経験加算がされる自治体とされない自治体がある等です。大学院修士課程においては、①教員数の不足、②学部教育における地域・在宅看護学の内容の充実などです。

少子高齢化は想定を超えて進行し、地域包括ケアの推進と健康寿命の延伸が重要課題である上、甚大な自然災害が頻発している昨今にあって、公衆衛生的課題はさらに困難で複雑化しています。その解決を担えるよう、より高度な実践力を備えた保健師養成が不可欠であり、そのための教育体制の構築・確保が重要です。

ぜひ、保健師の上乗せ教育（大学院修士課程・大学専攻科）の推進とその課題解決に向けた支援拡充について、ご尽力いただきたくお願い申し上げます。

2. 学士課程の看護師教育と抱き合わせた保健師教育の実態把握と必要時の指導

日本の大学における看護教育は、最初に実施された昭和27年から、平成21年に保健師助産師看護師法（以下、保助看法）の改正で保健師と助産師の修業年限が6か月から1年間に延長されるまで、60年近く保健師と看護師の統合化カリキュラム（以下、保看統合化カリキュラム）でなされてきました。つまり、保健師国家試験受験資格に必要な科目が、大学の卒業要件となっていたわけですから。そのため、大量の学生が「保健師実習」に行き、使われない免許取得のために、現場のエネルギーが消費されてきました。このような問題が明らかになったために、平成21年に保助看法が改正され、保健師と助産師の修業年限が延長されたわけですが、その後、現在も、未だに保看統合化カリキュラムを固持している大学があります。

平成21年の保助看法改正以前は23単位だった保健師教育の要件が、現在は31単位になるなど大幅に増加しています。また、看護師教育の単位数も、看護師を目指す学生が地域看護学を学ぶ機会がその課程に組み込まれるなど、97単位から102単位へと増強されています。このように保健師も看護師も教育すべき内容が増大する中で、保看統合化カリキュラムでは、本来133単位必要な単位が読み替えられており、履修すべき単位数を満たしていないと考えます。特に大学の卒業要件が124単位である場合、本来保健師課程に必要な単位を修得せずとも、看護師教育課程の科目で保健師教育課程を読み替えることで卒業できる状況が容認されており、カリキュラム改訂の意図と現状が乖離していると考えます。

しかしながら、保健師・看護師統合カリの実施校において、どのように実際に教育がなされているのか、必要な単位数が不足しているのではないかなどは、明らかになっていません。

同時に、直近のカリキュラム改正以降、保健師教育の専任教員が、看護師基礎教育の

地域看護学等を担う場合も多く、過重労働であるとの訴えが多く寄せられるようになりました。特に、上乘せ教育（大学院修士課程・大学専攻科）では、その負担が顕著であることが伺えます。

これらの状況につきまして、ぜひ、教育の実態を調査していただきたく存じます。その上で、国民の健康を守る職種である保健師の教育が、より質が高くなるように、強力に指導されることを切望しています。それが、保健師免許の実質化につながり、効果的な教育になり、国民の健康を守ることに繋がると期待し、要望します。